

住田町一般不妊治療費助成金交付要綱

平成 27 年 3 月 31 日告示 67 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的な負担の軽減を図り、少子化対策の推進に寄与するため、一般不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 地方公務員共済保険法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

2 この要綱において「一般不妊治療」とは、不妊治療及び人工授精のうち、次に掲げるものをいう。ただし、体外受精及び顕微授精は除く。

- (1) 医療保険各法の規定による不妊治療（診断のための検査及び治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。）
- (2) 医療保険各法が適用されない不妊治療のうち、排卵日に精子を医学的な方法で子宮に注入する行為。ただし、次のアからウまでに掲げるものは含まないものとする。

ア 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療

イ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの）

ウ 代理懐胎（夫婦の精子と妻の卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの）

3 この要綱において「自己負担額」とは、不妊治療について医療保険各法の規定による医療の給付が行われた場合において、被保険者、組合員又は被扶養者が負担すべき額から、次に掲げる額を減じて得た額をいう。

- (1) 当該医療費に対する他の法令に基づく給付、附加給付等の額
- (2) 入院時食事療養を受けた場合における当該入院時食事療養費の給付に係る医療保険各法の規定による標準負担額

(対象者)

第3 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫又は妻のいずれか一方又は両方が住田町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による住民基本台帳に記載されている者であること。
 - (2) 医療保険法に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。
 - (3) 夫及び妻の前年の所得（前年の所得が確定するまでの間については、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用し、所得の額の計算方法については、同令第3条を準用する。
 - (4) 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、又は皮膚泌尿器科の診療科名を有する医療機関（以下「医療機関」という。）によって不妊治療の必要があると診断されていること。
 - (5) 夫婦の住所が異なる場合において、他の市町村との重複申請をしていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者又はその者と生計を一にする者が住田町町税等の滞納者に対する行政サービス等の利用制限に関する要綱（平成23年住田町告示第48号）に規定する町税を滞納しているときは、対象者とししないものとする。

(助成金の額等)

第4 助成金の額は、一般不妊治療を受けた日の属する年度ごとに自己負担額に対して、夫婦1組につき1年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）当たり10万円を限度とする。ただし、他市町村から転入し、同一年度内に他市町村において助成を受けた金額が、本町の限度額に満たない場合は、その差額を限度とし助成するものとする。

- 2 助成する期間は、同一対象者に対し、連続する2年度とする。ただし、助成を開始した診療日の属する月が年度の途中で、初年度の助成期間が12月未満かつ助成額が10万円未満の場合は、3年度目の治療について、初年度の残りの月数かつ10万円から初年度に既に助成をした額を差し引いた額を限度に

助成することができるものとする。

(助成金の交付申請等)

第5 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般不妊治療を受けた日の属する年度末日までに、住田町一般不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 住田町一般不妊治療医療機関受診等証明書(様式第2号)
- (2) 申請しようとする治療に係る医療機関の発行した領収書
- (3) 夫及び妻の住所及び法律上の婚姻をしている夫婦であることが証明できる書類(続柄記載の住民票等)
- (4) 夫及び妻の所得額を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、申請者から前項の規定による申請があったときには、速やかにその内容を審査し、助成の可否及び助成金の額について決定を行い、住田町一般不妊治療費助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第6 前条の交付決定の通知を受けた申請者が、助成金の交付を受けようとするときは、住田町一般不妊治療費助成金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による住田町一般不妊治療費助成金請求書の提出を受けて助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7 町長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき。

(交付台帳)

第8 町長は、助成の状況を明確にするため、住田町一般不妊治療費助成金交付台帳(様式第5号)を備え付けるものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

